

東海第二発電所
隣接事業所の敷地に係る対応について
(審査会合における指摘事項への回答他)

平成29年10月17日
日本原子力発電株式会社

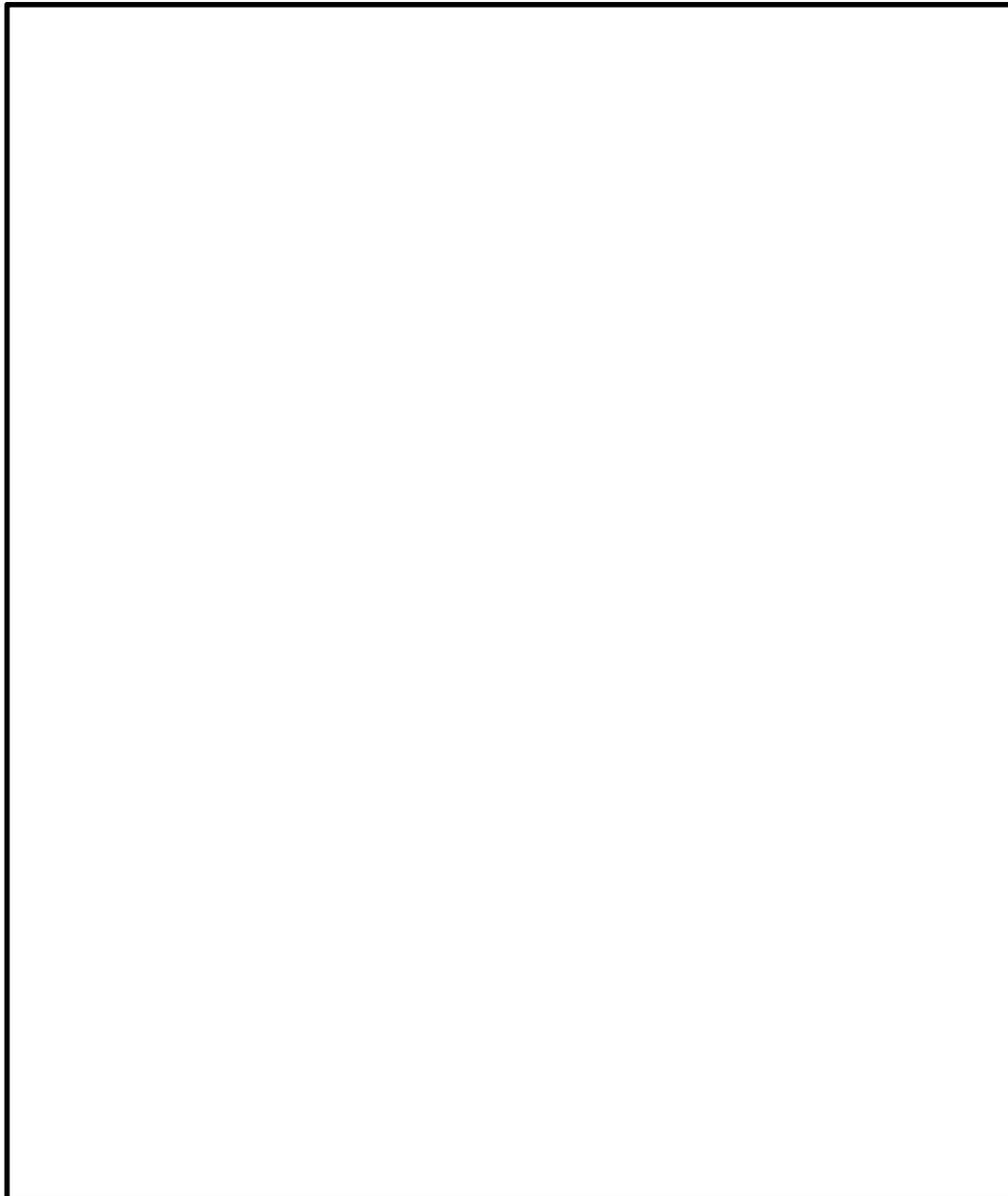
本資料のうち、の内容は商業機密又は防護上の観点から公開できません。

東海第二発電所の新規制基準適合性審査に係る、隣接事業所の敷地に関係する管理や運用に係る案件について下表のとおり整理する。No.1, 4及び5は、対応内容について相手先の合意が得られており、No.3は相手先に依頼中である。またNo.2は、隣接事業所敷地における管理を不要とした。

今後、相手先と合意内容に係る文書の取り交わしを行う。

表 東海第二発電所 隣接事業所の敷地に関する審査案件

No.	項目	内容	対応状況	該当資料	分類
1	外部火災(第6条)	隣接事業所の敷地に跨った防火帯の管理及び植生の管理	・隣接事業所の敷地と防火帯が重ならないよう見直し済み ・当社による植生管理に合意済み	資料1-1-3 (2017/9/7指摘)	審査会合での指摘事項に対する回答
2	竜巻(第6条)	隣接事業所の敷地にある車両等の飛来物の管理	設計方針を見直し、隣接事業所敷地からの飛来物の衝突に対して対象施設の機能を維持することから、隣接事業所敷地の管理は不要	資料1-1-6 (2017/8/24指摘)	
3	耐津波(第5条)	隣接事業所の漂流物の定期的な調査、仮設物等の情報入手	仮設物等の情報を適時入手できる仕組みの構築を依頼中	資料1-3-1 (2017/9/26指摘)	
4	要員参集 (技術的能力1.0)	隣接事業所内を経由した災害対策要員の参集及び通行障害時の障害物の撤去	参集時に隣接事業所を経由する運用について合意済み	本資料	追加の説明事項
5	可搬型SA設備保管場所、緊急時対策所設置場所等 (第43条,第61条他)	隣接事業所敷地を当社の土地として権利を得て、各施設等を設置・利用	設備設置に先立ち当社敷地として権利を得ることに合意済み	本資料	



(1) 隣接事業所内を通過する参集ルート

- 重大事故等発生時に、敷地外から東海第二発電所に参集するルートのうち、隣接事業所の敷地を通過するものは以下のとおり。
 - ①南西側ルート
 - ②西側ルート
 - ③南側ルート

(2) 隣接事業所との合意事項

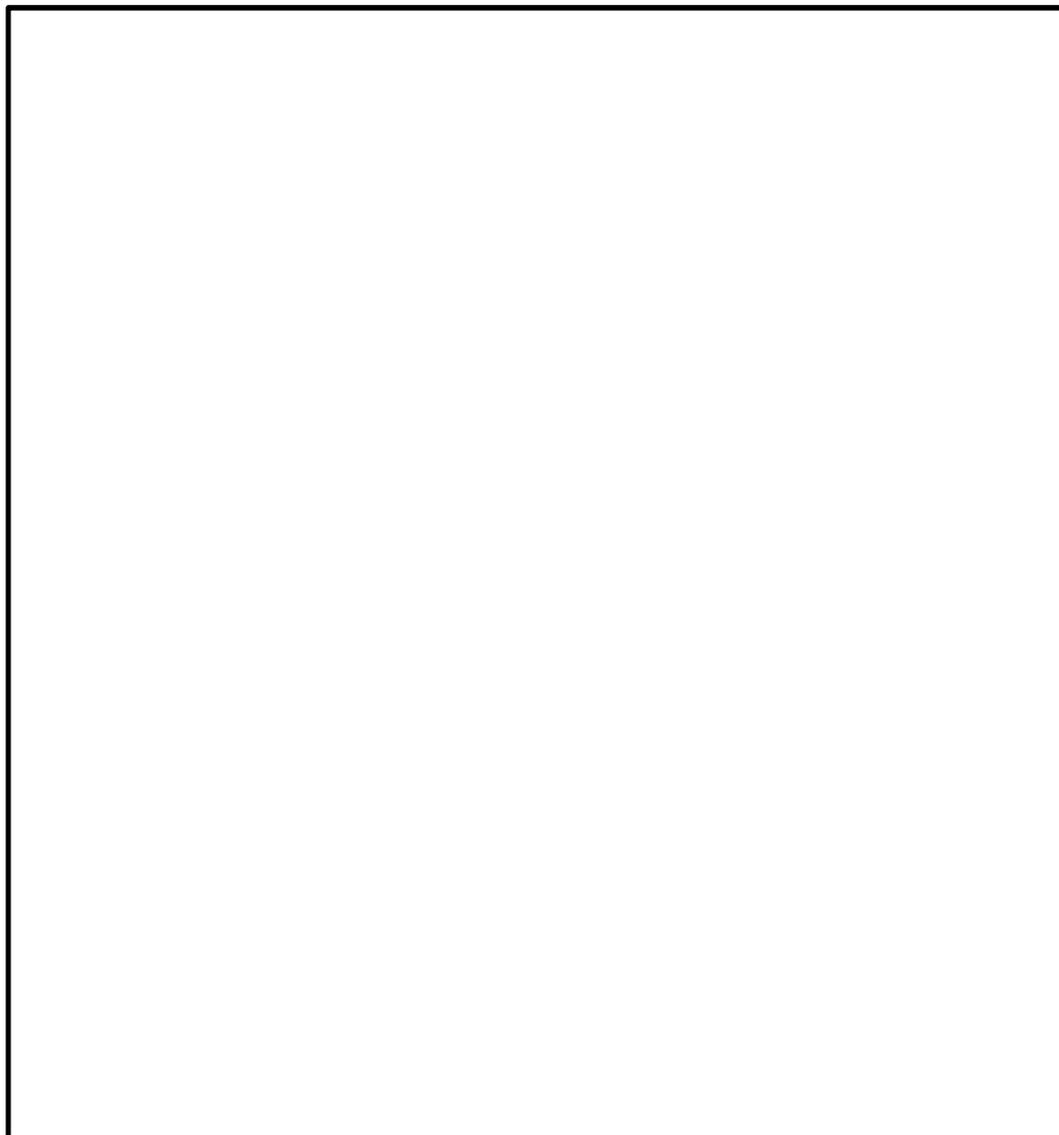
- 隣接事業所とは以下の内容について合意している。
 - ①平時より、当社及び隣接事業所は連絡窓口を設置する。
 - ②重大事故等発生時及びその発生の恐れがある場合には、連絡窓口間にて、参集ルートの状況について、適宜、情報提供を行う。
 - ③重大事故等発生時には、予め伝達したうえで、災害対策要員は隣接事業所の敷地内を通行することができる。
 - ④上記③において、隣接事業所の敷地内の参集ルート上に、災害対策要員の通行に支障をきたす障害物等が確認された場合には、協議のうえ、当社が障害物等の撤去を行うことができる。

図1 東海第二発電所構内への参集ルート

5. 可搬型重大事故等対処設備等の設置について



- ◆可搬型重大事故等対処設備などの敷地は、設置変更許可申請において東海第二発電所の敷地として記載、設備設置に先立ち当社土地として権利を得ることについて隣接事業所と合意している。



○対象地

- ・左記に示すとおり（約107,000m²）

○設置設備

- ・可搬型重大事故等対処設備
- ・緊急時対策所
- ・可搬型設備用軽油タンク
- ・緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク
- ・消火栓及び消火配管
- ・火災感知設備及びケーブル
- ・構内道路
- ・排水路及び排水枳
- ・防火帯及び防火エリア